


お知らせ

! 掲載情報は6月20日時点のものですが、内容変更の場合がありますので、市庁や各問い合せ先で最新情報をご確認ください。



毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市庁(Q:休日開庁)をご覧ください。



7月8日(土)・22日(土)午前8時30分～午後0時30分
 場市役所1・2階、まちづくりセンター(並木除く)、上下水道局庁舎
 経営企画課 ☎29998・9027、上下水道お客様センター ☎2921・1080

市税の納期限

7月31日(月)は固定資産税・都市計画税(2期)、国保税(1期)の納期限です。期限内に納付してください。

還付金詐欺の電話に注意!

市役所職員をかたり「医療費の還付金や払戻しがある」という詐欺電話が多発しています。ATMで還付金は受け取れません!

有料道路の障害者割引制度の対象自動車が増大

登録自動車以外でも、一定の要件を満たせば利用可能になりました。



◎詳細は東日本高速道路(株)のHPをご覧ください。
 障害者福祉課 ☎29998・9116 (18歳以上) / こども福祉課 ☎29998・9223 (17歳以下)

7月の休日漏水修繕当番店

24時間(当日午前8時30分～翌日午前8時30分)受付しています。当番店に直接ご連絡ください。

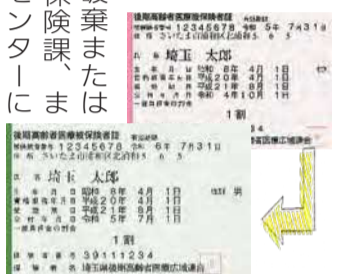
日	当番店	電話番号
1日(土)	(有)本田技管	2948-1300
2日(日)	(有)中村水道工事店	2992-0981
8日(土)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228
9日(日)	(有)北田住設工業	2942-0020
15日(土)	(株)木下商興	2948-1719
16日(日)	(株)槽谷設備工業所	昼 2923-8888・夜 2923-8349
17日(月)	(株)小松屋管器	2922-3836
22日(土)	(有)サンワ管工	2998-5844
23日(日)	(有)松本設備工業所	2922-5911
29日(土)	城島設備工業(株)	2948-8737
30日(日)	(株)あざま管工機械	2942-3771

☎所沢市管工事業協同組合 ☎2922・6185

後期高齢者医療被保険者証(保険証)を郵送

新しい後期高齢者医療被保険者証(緑色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お使いの保険証(ピンク色/有効期限令和5年7月31日)は、破棄または国民健康保険課、まちづくりセンターに返却してください。

◆低所得者の限度額適用・標準負担額減額認定証
 負担割合が1割の被保険者が住民税非課税世帯に属している場合、申請により「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。医療機関に提示すると同一



月で同一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。既に交付済みで引き続き対象の方は自動更新(7月下旬郵送)となります。詳細はお問い合せください。
 ◆現役並み所得者の限度額適用認定証
 負担割合が3割で、世帯内の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の場合、申請により「後期高齢者医療限度額適用認定証」を交付します。医療機関に提示すると同一月で同一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。既に交付済みで引き続き対象の方は、自動更新(7月下旬郵送)となります。詳細はお問い合せください。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 44,170円
 所得割率 8.38%

後期高齢者医療保険料

詳細は、7月中旬に郵送する令和5年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書をご覧ください。

◆国民健康保険後期高齢者医療担当 ☎29998・9218

介護保険のお知らせ

◆介護保険負担割合証を郵送
 要介護・要支援認定を受けている方に対し、8月1日から適用される負担割合証を7月下旬に郵送します。

◆介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービス利用時に提示してください。
 ◆負担割合(1.5割)は前年中の収入に応じて決まります。
 ◆最近転入したなど一部の方は、発送が遅れる場合があります。
 ◆介護保険料決定通知書を郵送
 65歳以上の方(第1号被保険者)の令和5年度の介護保険料を決定し、7月上旬に通知書を郵送します。詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

◆介護保険料決定通知書を郵送
 65歳以上の方(第1号被保険者)の令和5年度の介護保険料を決定し、7月上旬に通知書を郵送します。詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由や災害などにより保険料の納付が困難な場合、申請により保険料が免除・猶予される制度があります。

◆保険料免除制度
 申請者、配偶者、世帯主の前年所得を審査し、保険料を免除(全額)4分の1します。

納付猶予制度

59歳以下の方
 申請者と配偶者の前年所得を審査し、保険料の支払いを猶予します。

◆申請に必要なもの
 ①全額の方: 免除申請書、本人確認書類、基礎年金番号がマイナンバーがわかるもの
 ②失業のため申請する方: ①に加え、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証など
 ◎代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、委任状も必要です。
 留意事項 ▼申請は原則毎年必要(7月が更新時期) ▼新型コロナウィルスの影響により収入が減少した場合の臨時特例手続きは、令和5年6月分まで ▼時効を迎えていない期間はさかのぼって申請可能 ▼マイナンバーカードからも手続きが可能
 申出先 市役所1階市民課(国民年金担当)

住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増をふまえて、特に影響の大きい住民税非課税世帯を支援します。

給付額 1世帯当たり3万円
 同給付金コールセンター ☎0120-600-621 (午前9時～午後5時15分/土・日曜、祝日除く)

対象と給付手続きの流れ

1. 令和5年6月1日に所沢市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
 ◎住民税の申告がお済みでない方が世帯にいる場合は申告が必要です。(未成年者を含む)

2. 7月下旬ごろから順次届く確認書を返信

3. 確認書を受理し、審査後に支給決定通知書で支給日を通知

農地利用状況調査(農地パトロール)を実施

農地の遊休化または遊休化のおそれがないか確認するために、調査を実施します。期間中は農地に立ち入る場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。



また、雑草が茂るなど管理が不十分な農地は、周辺環境を悪化させます。農地の適正な管理をお願いします。

春の「環境美化の日」実施報告

7月26日(水)～28日(金) 農業委員会事務局 ☎29998・9264

ごみ回収量	
燃やせるごみ	32.26トン
破碎ごみ類	3.26トン
びん・かん	0.00トン
粗大ごみ	0.55トン
合計	36.07トン

参加人数	
大人	19,240人
子ども	3,509人
合計	22,749人

実施日 5月28日(日)
 実施生活環境課 ☎29998・9370